



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 ニッセイ
代表者名 代表執行役 執行役社長 藤井 明
(コード番号 6271 東証・名証 第2部)
問合せ先 管理本部長 山田 昌宏
(TEL 0566-92-1151 (代表))

定款の一部変更（監査役会設置会社への移行等）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 14 日開催予定の第 105 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 当社の親会社であるブラザー工業株式会社のグループ全体としてのコーポレート・ガバナンスの整合性を確保し、体制の強化・効率化を行うために、委員会設置会社から監査役会設置会社に移行するに伴い、所要の変更を行うものであります。
 - ① 会社の機関として、委員会および執行役を廃止し、新たに監査役および監査役会を設置するものであります。
 - ② 株主総会の招集者および議長を変更するものであります。
 - ③ 取締役会の招集者、議長および招集方法を変更するものであります。
 - ④ 委員会の廃止に伴い、取締役の報酬について株主総会で決議する旨の規定を置くものであります。
 - ⑤ 取締役の任期については、従来同様 1 年間とし、剰余金の配当等を取締役会の決議で行うことができる旨を規定するものであります。
 - ⑥ 現行定款において規定している執行役の責任免除について、監査役会設置会社への移行後もその有効性を継続させるための経過的な措置を附則として新設するものであります。
 - ⑦ その他、上記変更に伴う条数の変更、法文に忠実な表現への変更、表記統一のため修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 14 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 14 日（予定）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～② (条文省略) (新設) ③～⑧ (条文省略)</p> | <p>(目的) 第2条 (現行どおり) ①～② (現行どおり) ③<u>水素・再生可能エネルギー等を利用した発電機械器具及びその部品の製造並びに販売</u> ④～⑨ (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(機関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 ①<u>取締役会</u> ②<u>監査役</u> ③<u>監査役会</u> ④<u>会計監査人</u></p> |
| <p>第4条～第12条 (条文省略)</p> | <p>第5条～第13条 (現行どおり)</p> |
| <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日後3か月以内に</u>、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> | <p>(招集) 第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3か月以内に</u>、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> |
| <p>(招集者及び議長) 第14条 <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会長が招集する。取締役会長に事故あるときは、予め、取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> (2) <u>株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故あるときは、予め、取締役会の定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれを行う。</u> (新設)</p> | <p>(削除) (削除) (招集者及び議長) 第15条 <u>株主総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> |
| <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> | <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の設置) 第18条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役の員数及び選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とし、そのうち2名以上は、<u>社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p>(2) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 当社の取締役の選任は、累積投票によらない。</p> | <p>(取締役の員数及び選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役の補欠選任)</p> <p>第20条 <u>取締役に欠員を生じたときは補欠の選任を行う。但し、法定員数を欠かないときはその選任を行わないことができる。</u></p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役相談役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議により取締役相談役若干名を選定することができる。</u></p> |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第21条 <u>会社の取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、報酬委員会が定める。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(取締役会長)</p> <p>第22条 <u>当社の取締役会長は、取締役会の決議により選定する。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役会長に欠員又は事故あるときは、予め、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを行う。</u></p> | <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第24条 当社の取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役会で定めた取締役に欠員又は事故あるときは、予め、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(3) <u>前2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選任する者は取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(4) <u>第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、又はこれを招集することができる。</u></p> <p>(5) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要のある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(6) <u>取締役会を招集する者は、必要に応じて執行役に対して取締役会の招集通知を発する。</u></p> <p>(7) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要のある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> |
| 第24条～第25条 (条文省略) | 第25条～第26条 (現行どおり) |
| (新設) | <p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| 第26条 (条文省略) | 第28条 (現行どおり) |
| 第5章 委員会 | (削除) |
| <p>(委員会の設置)</p> <p>第27条 <u>当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u></p> | (削除) |
| <p>(委員の選任方法)</p> <p>第28条 <u>各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> | (削除) |
| <p>(委員会規則)</p> <p>第29条 <u>各委員会に関する事項は、法令、定款又は取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。</u></p> | (削除) |
| 第6章 執行役 | (削除) |
| <p>(執行役の選任)</p> <p>第30条 <u>当社の執行役は、10名以内とする。</u></p> <p>(2) <u>執行役の選任及び解任は、取締役会の決議をもって行う。</u></p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(執行役の任期)</p> <p>第31条 <u>当会社の執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p>(代表執行役等)</p> <p>第32条 <u>当会社の代表執行役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>(2) <u>当会社は、取締役会の決議により、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名置くことができる。但し、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p> <p>(3) <u>取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。</u></p> | (削除) |
| <p>(執行役の報酬等)</p> <p>第33条 <u>当会社の執行役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。</u></p> <p>(2) <u>執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該業務に係る報酬等についても同様とする。</u></p> | (削除) |
| <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> | (削除 但し、附則に経過規定を新設) |
| (新設) | 第5章 監査役及び監査役会 |
| (新設) | <p>(監査役の員数及び選任方法)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(2) <u>当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |
| (新設) | <p>(監査役の補欠選任)</p> <p>第30条 <u>監査役に欠員を生じたときは補欠の選任を行う。但し、法定員数を欠かないときはその選任を行わないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新設) | <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> |
| (新設) | <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(2) 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。</p> |
| (新設) | <p>(監査役会の招集及び議長)</p> <p><u>第33条</u> 当社の監査役会は、各監査役が招集する。</p> <p>(2) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要のある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(3) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> |
| (新設) | <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第34条</u> 会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規則」による。</p> |
| (新設) | <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| (新設) | <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上で予め定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第7章 会計監査人 | 第6章 会計監査人 |
| (会計監査人の設置) 第35条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u> | (削除) |
| 第36条～第37条 (条文省略) | 第37条～第38条 (現行どおり) |
| (会計監査人の報酬等) 第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</u> | (会計監査人の報酬等) 第39条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役会で定めた取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> |
| 第8章 計算 | 第7章 計算 |
| 第39条 (条文省略) | 第40条 (現行どおり) |
| (剰余金の配当等) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 (2) 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 (3) 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。 | (剰余金の配当等) 第41条 (現行どおり) (2) 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行うことができる。 (3) (現行どおり) |
| 第41条 (条文省略) | 第42条 (現行どおり) |
| (新設) (新設) | 附 則 (執行役の責任免除) 第1条 <u>当社は、取締役会の決議によって、第105回定時株主総会終結前までの執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> |

以上